

食品安全委員会第104回会合議事録

1．日時 平成17年7月21日(木) 14:00～15:10

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

(1) 七条副大臣挨拶

(2) 食育に関する意見交換

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・添加物 アセトアルデヒドに関する食品健康影響評価について

(4) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、見上委員

(専門委員)

犬伏リスクコミュニケーション専門調査会座長代理

(内閣府)

七条副大臣、持永内閣府参事官、矢作秘書官

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5．配布資料

資料1 食育基本法の概要等について

資料2 アセトアルデヒドに係る食品健康影響評価について

資料3 食品安全委員会専門委員募集要項(案)

6．議事内容

寺田委員長 ただいまから食品安全委員会第104回の会合を開催いたします。

本日は、6名の委員が出席されています。

また、本日は7月15日に食育基本法が施行されましたことを受けまして、七条明副大臣、リスクコミュニケーション専門調査会犬伏由利子座長代理に出席をお願いしておりますし、また内閣府より持永参事官に御出席していただいております。どうもありがとうございます。

す。

後ほど食品安全委員会の食育に関わる取組の方向性について意見交換を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず始めに、七条副大臣からごあいさつをいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

七条副大臣 皆さん、こんにちは。今、御紹介を賜りました内閣府の副大臣、食品安全あるいは科学技術、IT、もう一つは今、話がありました15日から入ります食育担当でもあり、ちょっと異色であります。金融の担当もさせていただいている七条でございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

平成15年7月1日に食品安全委員会が発足を、ちょうどもう3年目を迎えるようになった。そして、今お話がありました7月15日には食育基本法が施行をされまして、私が食品安全と食育の双方の担当の副大臣をさせていただくわけございまして、委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。でございます。

まずは、この2年間我が国の食品安全性の確保という重責を担われ、科学に基づく新たな食品安全行政の確立、推進に取り組んでこられた寺田委員長を始めとし、7人の委員の皆さん方、あるいは関係者の御努力に対し、心から敬意を表する次第でございます。また、今日は犬伏先生にも一緒においでいただきありがとうございます。

食品安全委員会が食品の安全性の確保のために、客観的、あるいは中立公正な食品健康影響評価に取り組んでおられる。あるいは一方で、国民への情報提供や関係者からの意見交換などリスクコミュニケーションについても積極的に取り組んでこられた。これらのことが評価をされてきたのではないかと。特に食品安全委員会に対する国民の信頼も高まりつつあるのではないかと。これまで国民になじみがなかった食品のリスクという考え方についても、少しずつではありますがありますけれども、着実に定着をし続けているのではないかと、こういうふうに思っているところでございます。

そして、またこのたび国民が健全な心身を培う、あるいは豊かな人間性を育む食育を推進するために、食育基本法が施行されたわけでありまして、この法律では、総合的、計画的に食育を推進するために、内閣総理大臣を会長とする食育推進会議を設置いたしまして、食育基本計画の策定をし、具体的な取組を推進していくことになろうと考えております。

食品安全の分野におきます食品のリスクという考え方は、私たち一人ひとりの食生活に密接に関わりのあるものであることは言うまでもありませんけれども、健全な食生活を育む食育を推進していく上でも重要な要素であります。

このために食品安全委員会におかれまして、食育基本法の施行を契機に、食育の重要性について改めて認識をしていただくとともに、食品安全の視点から食育の取組に対しましても、今後御論議を深めていただけますように、お願いを申し上げます。

私たちの食生活が豊かになり、あるいは食に関する国民の関心が高まる中で食品安全委員会の役割はますます重要となっておりますけれども、今後とも国民により一層信頼をされる食品安全行政の実現と食育の推進に御貢献いただけますように、お願いを申し上げて、私からのごあいさつに代えさせていただきます。

どうか本日よろしくお願い申し上げます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

副大臣におかれましては、引き続き意見交換の方もよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に移らせていただきます。

食品安全委員会における食育の取組の方向性についての意見交換でございます。先ほど来御紹介いたしましたように、本日は七条副大臣、リスクコミュニケーション専門調査会の犬伏座長代理、内閣府の持永参事官、我々6名とで7月15日に食育基本法が施行されましたことを受けまして、今後の取組の方向などにつきまして、自由に意見交換をしていきたいと考えております。

食品安全委員会では、食品の安全性の確保を図る一環として、いわゆるリスク分析の考え方を採用して、私どもはリスク評価というものをすることが大きな役割でございます。リスク評価の場合に、非常に大事なことはリスクコミュニケーション、双方向の国民との情報のやりとりということが大変重要でございます。リスクコミュニケーションは私どもの委員会といたしまして、大変重要と考えておりまして、評価をする場合にも、その後1か月にわたって、国民の皆さんから意見の募集をして、それを最終的な評価書に反映するようにしております。

また、意見交換会も今まで160回にわたって行っておりますし、いろんな手段を尽くしまして、国民の皆さんに情報を提供しているというところであります。特に食品のリスクという考え方は、国民の食生活そのものに深く関わっていることでありまして、言うまでもなく、健全な食育を推進する上でも大変大事だろうというふうに考えております。

逆に食育、あるいは食べ物に関する教育、あるいは国民の皆さんがいろんな情報を手に入れ、生活をいい方向に持っていくということは、逆に私どもの食品の安全性に関する評価をする場合、あるいはそれに関してリスクコミュニケーションをする場合に、非常に効率的になるということもございまして、大変食育の推進を期待しているところであります。

本日は、食育基本法の施行を契機といたしまして、食品の安全性の確保という課題と食育の役割について、改めて認識するとともに、今後の食品安全委員会の食育に関わる取組の方向について議論をしていきたいと思っております。

初めに食育基本法の概要等につきまして、説明をいただければと思っておりますので、内閣府の持永参事官に説明のほど、よろしく願いいたします。

持永内閣府参事官 内閣府の持永と申します。よろしく願いいたします。

少し分厚いんですけども、資料1をお配りしてございますので、それに基づきまして簡単にお話をさせていただければと思っております。時間が限られているようでございま

すので、駆け足の説明になるかと思いますが、あらかじめ御容赦いただきたいと思います。

最初に資料1の頭にご書いてございますが「食育基本法の制定経緯」ということでございます。1ポツのところでございます。

御存じの方も多いとは存じますが、この法律は政府が提出した法律ではございませんで、いわゆる議員立法という形でつくられました。

もうちょっと具体的に申し上げますと、平成14年11月から自民党に「食育調査会」という組織ができて、そちらの方でずっと検討をされて、立法化に至っております。その後、平成16年3月に国会に出して、その後いろいろあったんですけども、そこははしょりますけれども、紆余曲折を経た末、今年6月に成立、7月15日から施行ということでございます。

したがって、私が所属します食育推進室という組織も7月15日にスタートでございますので、今日が21日ですから、実質店がオープンして4日目という、まだほやほやの状況でございます。経緯としては、そんなところでございます。

2ポツにご書いてございますが「食をめぐる諸問題(資料1, 資料2)」ということで、これは皆さんの方がよく御存じだと思うので、細かいところははしょらせていただきますけれども、まず法律ではどんなことを語っているかというところから簡単に御覧いただきたいと思います。

資料の1ページでございますが、実は食育基本法の中では、食育とは、という定義は置いておりませんで、前文というところで簡単に考え方を整理しております。

資料1ページの一番左側です。「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける」。

2ページの頭なんですけれども「『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」。

定義っぽくないかもしれませんが、この法律の中では、これが食育の考え方として整理されております。

ちなみに、今週の火曜日に総理大臣がある会合でごあいさつされていましたが、やはり「知育・徳育・体育」の前にくるのは食育だと。こういうふうに総理も力強くおっしゃっておられました。

この法律の中では、食をめぐる問題ということで、どういうことを示しているのかということを書いたものが2ページの半ばぐらいでございます。「一方、社会経済情勢が」というところからの数行でございますが、法律の中では食の大切さを忘れていて、栄養が偏っている。不規則な食事であるとか、肥満とか、生活習慣病、あとは過度のダイエットだとか、安全、食の海外への依存、こんなところを問題点ということで指摘した上で、そのあとの法律の中身を規定しているという考え方になってございます。

法律は細くなってあれですので、ずっと飛ばさせていただきまして、次に20ページでございます。

今、法律に書いてあったような問題点も整理をすると切りがないんですけれども、ごくごく簡単に代表的なものだけ、少しビジュアルに整理してみたものが20ページ～23ページまで示しております。もう既に皆様も御存じかと存じますのでポイントだけ申し上げますが、朝食を食べない人が増えている。野菜も本来摂るべき量に全然届かない量しか食べていない。

21ページにございますように、特に中年の男性を中心に肥満である。糖尿病のおそれの方も含めると1,620万人の方が、もう既にそういう状況に至っているということがございます。

22ページは、統計ではないので飛ばさせていただきますが、23ページにございますように、食品の安全に不安を感じている方も多い。食料の自給率も御存じのようにカロリーベースだと最近はずっと4割で、下げ止まっていたとは言え右肩下がりであると。先ほどの法律に出てきたことを少し統計的にピックアップすれば、こういう状況になるかと存じます。

こういうことを受けて法律ができたわけでございますけれども、ここから先はレジュメ「3.食育基本法の概要(資料3)」の御説明に入りたいと思います。資料の24ページでございます。

「食育基本法の概要」と書いてある1枚紙をお付けしてございます。

「目的」は、もうはしらせていただきますけれども、この中ではまず2.のところがございますように「関係者の責務」ということで、国だけではなくて、地方公共団体、教育、農林漁業、その他いろんな関係者の方が、それぞれ頑張っていこうではないかということを書いてございます。

3.にございますように、これは先ほど副大臣からのごあいさつにも少し触れられておりましたけれども、食育推進基本計画というものつくって、計画的、総合的に食育を推進するというところでございます。

食育推進基本計画というものは、国レベルでつくるものなんですけれども、3.の(2)にございますように、法律の中では都道府県は都道府県の計画を、市町村は市町村の計画もつくっていただきたいということが明記されております。

4.にございますように、食育基本法に基づいて、こんなことをやっていくべきだということが出てまいります。これはあとで別の資料で御説明しますので、省略させていただきます。

5.にございますが「食育推進会議」です。これも先ほど副大臣からごあいさつで少しございましたけれども、総理大臣を長とする会議でございます。ここで、先ほど申し上げた食育推進基本計画をつくるということになっております。これは今、委員の構成なども含めて諸調整をしておるところでございますけれども、遅くとも9月までには会議を立ち上げて、計画の検討に着手するということになるかと思っております。

最後でございますが、レジュメで言いますと資料4でございますけれども「食育基本法

に基づく今後の取組」でございます。今後の取組につきましては、実はこれから基本計画をつくる中で、個別の議論がなされていくものですから、今、個別の取組が具体的にあるわけではないんですけれども、ただ、法律の中ではある程度具体性を持ったことが、今後やるべき基本的施策という形で明示されておりますので、それを簡単に整理したものが25ページ以下でございます。

ポイントだけ申し上げますと は家庭ということでございます。やはり家庭での食事というものが、社会生活の基本になりますので、そこで栄養管理だとか子どもさんの栄養指導なども含めた形で、健全な食習慣を確立するように、教育をしていこうということでございます。

26ページにございますのが、学校、保育所ということで、要は教育の現場でのことでございます。例えば今年から栄養教諭というものがスタートしておりますが、そういうものの配置も含めて、学校給食の時間なども活用しながら、食育をやっていこうということでございます。

でございますが、地域で取り組んでいこうということで、例えばつい先般、厚生労働省と農林水産省で食事バランスガイドというものを公表しておりますけれども、それなども活用しながら、地域ぐるみで栄養士だとか、調理師の方なども御参画していただきながら、食育をしていこうということでございます。

27ページの でございますけれども「食育推進運動の展開」でございます。これも法律の中で、そういう運動をする期間を指定するということが書いてございますので、来年度からは、そういう一種の食育強化月間のような行事を重点的にやる期間なども設けて、効果的な広報啓発をしていくことになろうかと思っております。

にございますように、生産者と消費者の交流ということで、要は消費者も生産の現場のことをよく知っていただくということがメインでございます。例えば、いろんな体験活動をするですとか、地元で捕れた食材を地元で使っていただく一種の地産地消を進めていただくといったことなどを掲げてございます。

最後になります。28ページでございます。 にございますように、食文化ということでございます。先ほどの地産地消などとも少し関連いたしますけれども、我が国のいろんな地域で、いろんな伝統の食、行事と結び付いた食のいろんな習慣がございますが、そういうものを大事に伝えていこうということでございます。

にございますのは、これは基礎的な部分でございますが、そういうもろもろの活動をする、また施策を打つ上で、基礎となるさまざまな調査だとか情報の収集、提供といったことを進めていこうと。

この7項目が法律の中で示しております基本的な施策というものでございます。したがって、今後「食育推進会議」で基本計画を練っていただくんですけれども、法律でこれが基礎的な部分ということで示されておりますので、この項目を中心に、これにある種肉を付けていくような形で「食育推進会議」で議論をしていただくことになろうかと思

ております。

大変駆け足ではございましたけれども、概要等につきましては、以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。大変大事な、しかも幅の広い基本法の概要を手際よくというんですが、大変わかりやすく説明していただきまして、どうもありがとうございました。

食育の内容につきまして、もう少し聞きたいところがございますが、時間の関係もございますので、具体的に食育基本法の審議の際に、国会の場で参考人として御意見を述べられるなど、食育だけではなくて、農業とか食に関して非常に深い見識を持っておられます中村委員から、食育全般について何か御発言ございましたら、お願いいたします。

中村委員 別に専門家ではないんですけども、基本法に盛られたような問題意識とか、それはかなり多くの方がもう共有しているところだろうと思います。

私は、長いこと農林水産関係の分野で取材をしてきたものですから、そういった角度から最近感じていることを2、3分でお話をしたいと思います。私がこのごろ感じているのは、やはり子どもたちとか、子どもたちだけではなくて、本当は1つ上の若いお父さん、お母さんとか先生方が、やはり食材の名前とか、食材についての知識が極めて乏しいということです。

このごろ学校にお邪魔して、冗談半分に話をするんですけども、子どもたちは今、農業体験とか何かで割合牧場に見学に行ったりすることが多いんですけども、それで初めてわかるんですが、牛というのは、とにかく乳房さえ搾れば、いつでもどんな牛でもおっぱいを出すというふうに思っている人が非常に多くて、それが多いということは、つまり親も知らない。先生もきちんと教えられない。

それから、これも本当の実話ですけども、初めて都会に出てきて自炊をするようになった若い女性が、タマネギを手にとって、それをだんだんだんだん皮をむいていって、それで最後までむいて、結局何も出てこない。それで実家に電話して、お母さんタマネギってどこ食べるのと言って、彼女はサラダの上に乗っかっている、切られたリングになったようなものは知っているんですけども、タマネギの実物は知らない。こんな話は、もう山ほどあって、本当にびっくりするぐらいなんです。

ですから、子どものときから、どんなふうに農水産物が生産されているかということも知らないから、だから、大きくなって食べ物を大事にするという習慣が身に付いていない。

これは食品安全委員会的な発想で言うと、実は安全、安心についても非常に関係があることだと思います。それだけ知識がないということは、つまり食べる側は供給する側との距離をだんだん遠くしまっているものですから、食品とか食材についての正しい関心を持っていない。それは結局やはり安全とかそういうことについて正しい認識をするということとも、大いに関係があることだと思います。

食育については、これから具体的に進んでいくわけですけども、今まで基本法が成立する間に、いろいろな有識者とか何からあった批判というのは、食べるということは個人の

自由ではないかと。それを上から、例えばこれは法律ですから、国から何か強制するような形で作る方、食べる方についてどうこう言うのは、いかがなものかというような御意見もあったと思います。

私はそういう意見に対しては、これは強制ではなくて、つまり情報の提供だと思います。情報の提供で、例えばさつき持永さんが言われた食事バランスガイドにしても、あれはあくまでガイドで、それを選ぶのは消費者であって、別に強制ではないわけです。選ぶための最低限の知識とか、そういうものをやはり伝えていくのが、私は食育の非常に大切なところではないかなというふうに思っています。ですから、そのところはあくまで消費者が選択をするんだけれども、そのための材料を提供する。それが非常にいい、適切なやり方ではないかなというふうに思っています。また、後ほど何かありましたら、発言します。

寺田委員長 どうもありがとうございました。タマネギの話ひとつにしても、食育がまさに大変大事だということの1つの例でございますけれども、本当に安全とか健康に対する影響とかということは大変大事で、これからの高齢化社会にとって、食べ物の重要性ということ、生きたものを食べているんだということへの感謝の気持ちとか、そういうことは大変大事で、まさに食育はタイムリーな話だと思います。

一方、朝はうちの孫もそうなんですけれども、朝食を食べないです。バランスが欠けるのではないかとビタミン剤を飲ませ、何かおかしいのではないかというようなことがときどきあるわけなんですけれども、この面の栄養学ですっとやっておられました坂本委員の方から何か御発言いただければと思います。

坂本委員 現代の栄養の課題と言いますか、皆さん方は恐らくこういうことはすべて御承知の上だと思いますけれども、その課題と、これからの食育の役割が、どういうところにあるのかというのを、2、3話題として提供させていただきたいと思います。

実は、現在栄養素の摂取量から申しますと、平均値で日本はかなり高い水準で世界の上の方にいっています。というのは、日本人に必要な食物摂取基準という基準のラインがあるんですが、それはもうおおよそ90%~110%の間で上下しているように、充足しています。経済状態が低迷してまいりましたら、栄養摂取量の状態がよくなってきたということがわかりだと思います。経済状態がよい時代はたくさん食べて、いろんな症状が出てくるというのもバックにございます。

ところが、一皮むくと、その下に年齢別、性別にさまざまな問題が横たわっています。国民栄養調査でいつも提供される話題は、この資料にもございますけれども、30歳~50歳代の男性の肥満が30%だと。これは30代、40代、50代すべてが30%を超しております。これが肥満です。

一方で、20歳代と30歳代の女性のやせが非常に多くなりまして、大体24%と。ということは、20代の女性の4分の1は、やせ性であるということなんです。

これからいろんな問題が出てくるんですが、まず肥満の場合は、それが1つのきっかけになって、生活習慣病のリスクがだんだん高くなってまいりました。現在の死亡率の60%

は生活習慣病によるものだとされておりまして、さらにリスクの保有者というのが、だんだん若年化してまいりました。

私のところでは、ある市との共同作業で4、5歳の子どもたちの成人病の健診をやっているんですが、高脂血症を始めとする生活習慣病のリスクを持っている子どもが、なんと40%います。これは肥満も含めてです。保育園、幼稚園で元気で走り回っている子どものぼっちゃりとしたタイプの子どもなんですが、その血圧が高いとか、コレステロールが高い、HDLが低いという子がいるのです。外目には全然わかりませんが、リスクのあるものがあるということです。

そこで、小学校では4年生、中学校の1年生を対象に、特別な健診を始める学校が全国的に増えてまいりました。そういうところで、大体30、40%がそれらの項目に異常値を持つ子どもたちでいるわけで、小学校での食育というのは、これから非常に大事なものになってくるだろうと思っています。

ただ、30歳～50歳代の男性の肥満は、どこで食育をやるのかというのが次の課題ではないかと思っています。

一方で、20代の女性のやせというのが話題になっています。これは現在、非常に深刻な社会問題になろうとしているんです。と言いますのは、この人たちは、生殖年齢であるわけなんです。やせの女性でそれに喫煙も加わってくるんですけれども、2,500g以下の子どもの出生率が非常に多くなりまして、10年前に比べますと約9%も増えているという状態なんです。2,500gというのは、低体重児の子どもの基準になっているわけで、そういう子どもが増えています。それを産んだ母親がやせ性であるということは、栄養状態もよくないし、その母親から臍帯を通して、胎児に栄養分が十分にいかなかったというわけで、小さい子どもが生まれる。

以前は、小さく産んで大きく育てるということが産科の先生方の教育だったんですが、それが大きく育たない。母親が細くて栄養失調状態であって、しかも仕事をしていると眠っている子どもを保育園に連れてきて、よろしく願いますと言って預けていく母親が多くなりました。自分が朝食を食べないからといって、1歳半の子どもに朝食を与えないで保育園に連れて行くという母親が、現実にはだんだん増えてきています。

こうなりますと、もう子どもの食育というよりも、先ほど中村委員がおっしゃいましたように、若い母親の教育が主要で、この年代への教育をどこでやるんだらうという心配が起こってまいります。イギリスでは、実際に低体重児の子どもが成人になったときに、いわゆる慢性疾患のリスクが胎児のときから起こるといって出されるサウザンプトンの研究班がございます。

生活習慣病の背景には、生活習慣があるんですが、食事が大きく関わってきます。生活習慣病が増えてきた1970年代から、日本人の米の摂取量と糖質の摂取量がぐっと落ち始めまして、それに代わって肉と乳製品が増えている。畜産物が増えて、お米が減って、日本型食生活がなくなって、西欧型に移って、生活習慣病がどんどん出てくる。これは非常に

きれいな交叉の形を示しているわけです。

そういうことですから、生活習慣病の予防治療というのに、やはり日本の古来の食文化を何とか回帰させていくような、食育が必要なのではないかと考えます。

資料にもありますように、朝食を欠食しがちな人が 20% もおられますし、夜型の食事で中年男性の肥満が増えますし、そのときに油の摂取量が多いというのも、これは国民栄養調査の結果にもございます。過激なダイエットによるやせなどライフステージすべてに、何らかの課題を持っている人たちが多いということが言えると思います。これから多分学校や地方自治体、あるいは企業、保健センター、食品流通、そういったところで多面的な食育が展開されるであろうと思いますが、基本法が大変いい動機付けになって、国を挙げて、こういう活発な活動があるということは、国民にとっては大変いいことではないかと思えます。

ちょっと時間が長くなりまして、済みません。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいま中村委員、あるいは坂本委員からお話がありましたけれども、食育に関しまして、副大臣が今お聞きになって何か感じられたことがございましたら、お願いいたします。

七条副大臣 今、中村先生あるいは坂本先生の方からお話をいただきました。

私も食育基本法の施行に当たりまして、党の中の食育調査会の一員として最初のころからやってきた一人でもありますし、私実は、農業の関係の大学であったり、食品関係のこともやってきたりした関係もありまして、非常に関心を持っております。

ただ、今、坂本先生が言われた男性の 30 代～50 代の肥満というのは、私もこれに該当するのではないかと考えて、少しどきっとしておるところではありますから、生活習慣病にならないような努力をどうすればいいかということも、私自身も食育の担当でありながら考えていかなければならないと思いました。

もう一つ、中村先生が言われた食材とか、それに対する知識というもの。選択をして選んで、最低限の知識を持っていかなければならないという御意見も非常に大事なものであると思えますし、先ほどのタマネギの話も、これは私の娘もそうするのではないだろうかと思って、ちょっと心配をいたしております。

実は、食の関係のことをやるときに、まず三度三度きちっと食事をできるかどうか。そして、規則正しく食事をするだけではなくして、栄養のバランスをきちっと考えて食べられるかどうか。これを一番基本に置いて考える。いわゆる「知・徳・体」の中で、食育というのを基本に置くという話がさっきありましたが、それが三度三度規則正しくバランスよく食べるということだろうと思えます。

実は、私ときどき家族で食事に出かける。ファーストフードではなくて、スローフードでゆっくり食べる習慣が、まだ日本人にはないのではないかと。忘れかけているのではないかと考えてもいるんですが、つい 4、5 か月前ですが、たまたま回轉ずしなんていう、

今はやりのところへ家族で行きました。行ってみると、ちょっと隣のテーブルを見ると、小学校の低学年ぐらいの男の子がお皿を取って食べているんですが、上に乗っている魚と下の酢飯を別々に食べるんです。何回も何回も見てもそうしているから、わさびが中に入っているかな、それでのけて食べているかと思うと、どうもそうではなくして、2つ別々に食べる方が、御本人にとったらおいしいと思っているようなんです。それを見たまだ小さな学校に行く前の妹さんが同じようにまねをしているんです。

それを見まして、親御さんの顔をのぞいたけれども、親御さんの方はそれを知っていながら、何にも注意をしない。これっていいのかなと。食事を食べるときに、食べておいしい。おすしと一緒に口の中に入れて食べる方がおいしいんだという、1つのルールやマナーとか、食べた感触というものをきちっと教えてやらなかったら、こういうことになるのではないかと思ってしまいました。

ですから、学校給食の中でも定食が出てくると、ぱっかり病というんですか、御飯だけ食べてしまう。あるいはおかずだけ食べる。あとで、突き出しのものだけを食べて、全部食べるからお腹は起きるんだけれども、バランスよくみそ汁を飲みながら、御飯を食べながら、おかずを食べるといような習慣がない。それが当たり前になって、お腹だけが起きてしまうことがいいんだと思ってしまっている部分があるような気がいたしまして、そういう意味では、小学校のときから本当にきちっと教えてやらなければならないこと、また育てる親にとっても、親がきちっと子どもと一緒に教わらなければならないことをやる。

もう一つ言うならば、おふくろの味というのがあるんでしょうけれども、最近はどうもおふくろの味がなくなって、スーパーで買って来た袋の味になって「お」が取れて「ふくろ」の味になっているのではないかというふうな気がするわけでございまして、その辺のところをきちっと食育というところのことの中から、位置づけていくこと。

やはり親も中心になって考えること。男親も中心になって考える。やはり家庭の中では、毎日毎日は無理でも、1週間に1回とか、日曜日とか、祭日の日には、みんなで家族と一緒に食事をするんだと。そのときに、食事のマナーを教えたり、あるいは食べる楽しみを教えたりすることを、やはり家族でやるということもやらなければいけないのではないかと、こういうふうには実は思っているものですから、先ほどお二人の先生の言葉を参考にさせていただいて、是非、こういうことを食品安全の面で、皆さん方が今後推進をしていただければ幸いかと思っています。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

おっしゃるとおりで、特にリスクコミュニケーションと言いますが、家族間、親から子どもへのリスクコミュニケーション、それこそ根本的な一番の基になるところで、そこで食品の扱い方、食べ方とか、そういうことが全部形成されていくわけです。

もう少し大きなところで、消費者の団体、代表とか、あるいはそういう方の立場から、大きな社会同士のいろんなことのコミュニケーション、特に子ども安全に関してやっておりますがリスクコミュニケーション専門調査会の座長代理をやっておられます犬伏さんは、

いろんな御苦勞があったと思いますが「食品安全委員会」としての立場で経験されたリスクコミュニケーション、あるいは食育の間の関係、ということでも結構でございますから、おっしゃってください。

犬伏リスクコミュニケーション専門調査会座長代理 先生方のように上手にはしゃべれないんですけども、今お話を承っております、私も自分自身のこととして考えているんですけども、まずリスクというのが何かということです。昔、母親、あるいは祖父、祖母、そういったところから伝統的に教えられてきた食のリスクというのがあったんです。

ところが、今、世の中はすごく豊かになりまして、物、食品が本当に豊富になりました。親がこれはリスクありきと教えることができなくなったのかなというのをちょっと思っています。

そのことが根本にあったのかなというのと、もう一つは過去に個食という言葉がかなり問題視されましたけれども、いまだにまだ学歴偏重と言うんでしょうか、塾に通っている子どもたち、夜遅く10時、12時という時間に、靴を斜めに背負った子どもたちが、暗い夜の町を歩いているんです。その子たちは不良ではなくて、勉強して帰ってきているという時代。

そんな中で、母親がどれだけの食育ができるのでしょうか。

父親を待って一緒に食べたいけれども、子どもを先に塾に出さなければいけないという社会状況。

あるいは若い女性、30代の男性、その方たちが帰宅するのは、何時なんんでしょうか。今、ほとんどの場合、サービス残業とか言われて、遅い時間に帰ってきます。それに併せて、コンビニというところもそうですし、一般のコンビニと言われていなかったスーパーも24時間近く営業して夜の夜中にビニール袋を下げて帰っていく若者の姿がたくさんあります。

そういう状況の中で、一体食育とは何なんだろうという感じを私としては持ってしまいます。それは個人的な思いではあります。

リスクと言われている部分、リスクコミュニケーションというところに席を置いたものですから、特にリスクとは何だろうと考えるわけですけども、私たちの食のリスクというのは2通りあるように、私としては思っています。

1つは、一般的に自分で処理できるリスク。例えば、サルモネラ菌ですとかO157ですとか、たくさんありますが、それは、それなりに火を通すなど、それこそ、代々教え伝えられてきた処理法で自分なり処理ができるもの。

こういうリスクは、私たちは一般的にリスクとは感じていない。ですから、食品添加物ですとか、あるいは農薬の残留なんていうリスクも、今はやりの科学的というところで、基準値、閾値という部分が設定されていますと、その中で安心しているのが一般人の受けているリスクだろうと思います。

では、何を本当にリスクと感じるのか。それは、私たちの手には負えないリスクだと思います。それがBSEだったのかなと。13年にBSEが出たこと。あるいは口蹄疫が出た

こと。鶏のウイルスが出たといったことで、食材そのものにリスクありきということを変更して知ったという感じがするんです。BSEの発生は、国として大変なことではありましたが、私たちには食について改めて考える大変よい機会になったと思えるんです。

これは、食育の走り、ここから食にリスクありきというところを知った上で、では、何をすれば安全になるのか。リスクを回避する手段は何なのかということ、自分たちで考えるというところが始まったのかなというふうに思っています。

ただ、それにしても、リスク回避をするため、例えばがんになりましたというとき、副作用が強いと言われている放射線治療でも私たちは安心して受けているわけです。病を癒すということを優先するために、副作用がどんなに大きくても、それは受けるんです。ですから、リスクがあるから全部やめようという言い方は、決してやっていないはずで、交通事故が起こるから電車には乗らないとは言わないんです。ルールがあったり、規則があったりする。そのことだけで安心という部分があるんです。

リスクコミュニケーションというところで、リスクコミュニケーションをするために、遺伝子組換えでありましたり、鶏のウイルスでありましたり、BSEでありましたりという意見交換会というところに何度か出ました。そういうところへ出てみて、リスクコミュニケーションの報告書みたいなのところにも出てきているわけですがけれども、コミュニケーションをとる、対話をするということの基本は、何が何なのか。どこにどういうリスクがあるのか。それを排除するために、どういう手段があるのか。あるいはないのかとか、その辺のところをきちんと土俵を同じにそろえてやらないと、対話というのは無理なんだと私たちは知り得たのかなと思っています。

食のリスクというところで、食育には、いろんな種類のことがあるとは思っていますけれども、食にはそもそもリスクありき。そのリスクを排除する、そしてそこから私たちが健康を維持するために、どんな手段があるかというような事柄、あるいは料理法でありますとか、そういった事柄を教えていくという事が根本にあってはじめて、新たなリスクに対応することができるように思います。

今のところですと、声の大きい方、力の強い方、そちらに押し切られてしまったという感じで、決してリスクコミュニケーションとは言いながら、対話にはならず、どちらかの声の強さとか、力関係で終わってしまっているような、不完全燃焼で終わっていったしまったというのが、いろんなアンケートの結果では見えたかなと思っています。

リスクコミュニケーション専門調査会の中でも、食育という言葉ではないですが、教育という部分がまず先にありきということは、何度もでていたと思っております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ちょっと時間の関係もございませうが、委員の先生方何かございませうか。

小泉委員 時間がなくて申し訳ないです。

先ほど坂本委員が言われました30代、40代の男性の問題ですが、私はこの時点に関しましては、食育と言えるのかわかりませんが、是非とも職場で推進していただきたいと思

います。

一応、医師の中で産業医というのがありますので、1,000人以上の労働者を雇っているところには専属になっておりますので、そこでは健診でいろんな問題が起きたときに、看護婦さんたちと一緒にあって、栄養教室とか、いろいろ開いていられるところもありますので、是非職場での食育も推進されてはいかげんかかなと思います。

以上です。

寺田委員長 ほかにございますか。

寺尾委員 私、法律ができるときに、食育という言葉聞きまして、対象がだれになるのかなというのをちょっと考えたんですけども、今のお話を伺っていると、すべて国民全体だという話なんです。

それはそれでいいんですけども、法律で資料1のはじめのところ出てきますが、どうも一番重視しているのは、子どもが健全に育って、将来の社会に役に立つということが一番のねらいであるような気がするんです。

そうしますと、子どもが正しい食事をして云々という話になりますと、これは多分対象は親に絞るのが一番効果があるのではないかと私は思います。私は、比較的海に近いところに住んでいまして、よく海に散歩に行くんですけども、夏になりますとごみだらけなんです。どうしてこんなにごみを捨てていくのかなと思ひまして、あるとき注意して見ていましたら、みんな家族で遊びに来まして、1日遊びますとごみが出ます。子どもはごみを拾って、持ち帰ろうと思うんです。そうすると、親がそんなものは捨てて帰れと怒るんです。多分、子どもは学校でごみは持ち帰れという教育を受けているんですけども、うちでは親に捨てろと言われて、やむを得ず見ていたら、ぼんと捨てて帰るんです。

ということは、やはり幾ら学校で教育をしても、多分家庭でちゃんとそういう教育をしていないと、全然学校の教育というのは生きてこないというような気がしているんです。

ごみと食事は大分違いますけれども、本質的にはやはり同じことで、幾ら学校で正しい食事をしなさい、御飯をちゃんと食べて、バランスよく食べなさいというようなことを言っても、親が食べさせなければ、これは全く意味もなさないような気がしますので、親をやはり重点的に教育するということが一番効果があるのではないかと。

そうすれば、御自身も若いのに生活習慣病になるというようなことも是正されるだろうし、子どもも親のそういう態度を見習って、正しい食事をするようになるのではないかなと思いますので、やはり一番大事なことは、家庭の教育、親の教育というのが重要ではないかなというふうに思います。

以上です。

寺田委員長 ほかにございますか。

中村委員 まさにおっしゃるとおりだと思ひますけれども、子どもたちだったら学校という1つの共同のスペースがあるからできるんですけども、親はみんなばらばらになってしまっているから、多分把握するのはすごく難しいので、だけれども、一番本当はお

っしゃるように、親御さん、若い先生方です。

ある人によれば、若い人のもう一つ上ぐらいまで、今はそういうふうには啓発しないといけないというふうにおっしゃる方もいます。

寺田委員長 啓発にもっとも効果的なことは入学試験です。子どもの入学試験に食育の内容を出すと、親が一生懸命勉強しますから、日本の社会ではそれが一番早いと思います。BT会議のときにも常に言っていたんですけれども、やはり入学試験、大体高校ぐらいの入学試験で先生方がいい問題を出すと、子どもだけではなくて親が一生懸命勉強すると考えています。

それはそれといたしまして、本当はもっと議論したいんですけれども、副大臣におかれましては、この後にも別の公務が控えられておられると聞いておりますので、最後に食育をどのように推進していくべきかと。食品安全委員会として食育に対して、どのように取り組むべきかというようなことを御示唆いただければ、大変ありがたいと思います。

七条副大臣 こういう会合に出させていただいて、本当に私もいい勉強をさせていただいているなと思います。是非、皆さん方が食育ということを考えながら食品安全委員会の中で何ができるのか、何をさせていただければいいかということも、科学的見地な中で、またお考えをいただければと思っております。

ただいま皆さん方の活発な御論議の中にもございましたけれども、食を大切に作る心の欠如、あるいは栄養バランスの欠いた食事や不規則な食事の増加、そういう食生活の乱れが最近多く見られる中で、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育という意味で、物の考え方を整理しなければならないなと思います。

この意味で、健全な食生活の基本となるのが食品の安全性の確保も重要な役割を果たしていくことになる。あるいは、その観点から食品安全委員会がとりわけリスクコミュニケーションの専門分野、いわゆるリスクコミュニケーション専門調査会においても大いに論議をし、食育の推進に貢献をしていただければというふうに考えております。

具体的には、食育の推進の重要な柱の1つとして、食育基本法にもありますとおり、国民の皆さん方に食品の安全性に関する知識と理解を深めていただくような、食品安全性に対する情報提供についても、意見交換会等の積極的な取組をいただけないだろうかというふうにも考えるところでございまして食品安全委員会では、全国での意見交換会の開催やら、あるいはホームページだとか、あるいは季刊誌などを通して、情報提供やリスクコミュニケーションに取り組んでいただく。あるいは、高い評価がされているところは、もう十分私ども知っておりますけれども、そういう意味においても、食育ということも含めて、これから広報活動、あるいはそういう周知徹底をしていただければ、私は思うところでございます。

初めてこういうところに参加させていただいて、無理なお願いだとか、一方的なお願いばかりするかもしれませんが、是非食育基本法ができた契機に、そういうことも皆さんで国民運動を広げていただくために御指導いただけるように、私も栄養のバランスを

とって、今度は余り生活習慣病に関係のないような生活を自分でも心がけてみたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

今日はありがとうございました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。私共も一生懸命頑張ります。

それでは、この辺で意見交換会を終了いたしたいと思います。副大臣、どうもありがとうございました。また、犬伏座長代理におかれましても、今日は本当にどうもありがとうございました。

それでは、副大臣をお招きした関係上で、順番が逆になりましたが、本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料の「食品安全委員会（第104回会合）議事次第」を御覧になってください。

お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は3点であります。

資料1がただいまありました「食育基本法の概要等について」。

資料2が「アセトアルデヒドに係る食品健康影響評価について」。

資料3が「食品安全委員会専門委員募集要項（案）」についてであります。

不足の資料はございませんですね。お手元にございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取についてであります。添加物アセトアルデヒドに関する食品健康影響評価につきましては、添加物専門調査会における審議、情報、意見募集の手續が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

アセトアルデヒドにつきましては、資料2を1枚めくっていただきまして、1ページの真ん中辺りに化学式がありますが、非常に単純な構造の化合物でございます、通常の人間の体の中の代謝においても、中間的な物質として生産されるものでございます。

本品につきましては、非常に微量のこの物質を香料として使うということを前提といたしまして、食品健康影響評価の依頼を厚生労働省より受けたものでございます。

本品につきましては、単純な構造なものでございますが、毒性があることはわかっておりまして、1つ添加物専門調査会でも議論となりましたのは、変異原性と申しますか、遺伝毒性があるということがデータで示されているということと、これは比較的高い投与量でのお話ですが、吸入投与の動物試験でがんができるというような報告あるということで、国際機関、国際がん研究機関においては、ヒトに対して発がん性があるかもしれないという、グループ2Bというものに分類をされているものでございます。

そのような状況の中で、このものを微量の香料として使う場合の安全性について添加物専門調査会では、熱心な御議論を積み重ねていただきまして、9ページにございますように添加物専門調査会におかれては、香料としては非常に何回も御議論を重ねられまして、ここに書いてございますように5回の添加物専門調査会において、本品の安全性について議論がされたところでございます。

「評価結果」でございますが、4ページの11というところがございます。

「アセトアルデヒドは、高用量の吸入暴露により発がん性を示す。Ames試験では陰性であったものの、その他の遺伝毒性試験等において陽性の結果が得られていることから、定性的には遺伝毒性を有するものと考えられるが、今後は定量的評価も必要となろう。なお、発がん標的臓器における遺伝毒性に関する試験データは得られていない。

また、本物質の想定される推定摂取量はクラスⅠの摂取許容量を超えており、11週間反復投与試験に基づく安全マージンは適切な安全マージン1,000を下回っている」という問題点の整理をいたしました。

ただ、評価といたしましては「しかしながら」という以降に書いてございます。

- 「・ 吸入試験の用量は、想定されるヒトの曝露量より高いレベルであり、認められた発がん性は細胞毒性の強いアセトアルデヒドの直接暴露によるものと推定される。
- ・ 本物質は、果物や酒類など日常の食品から摂取しており、その量は香料として意図的に添加されて摂取する量よりも多いと想定される。
- ・ 食品として摂取していると想定される量のレベルでは、消化管粘膜にあるアルデヒド脱水素酵素（ALDH）により酢酸へと代謝を受けて、タンパク質との結合により除去されること、また、たとえ消化管から吸収されたとしても肝臓における初回通過効果により大部分が代謝され、全身循環血中にはほとんど入らないと考えられる。
- ・ 本物質は生体成分であり、長年欧米における使用実績があり、香料としての使用による健康被害の報告はない。
- ・ JECFAでは、本物質はクラスⅠに分類され、推定摂取量はクラスⅠの摂取許容量を上回るが、完全に生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を超えないと予測されるため香料としての安全性の問題はないと評価されている。

以上を総合的に判断すると、アセトアルデヒドは、完全に生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を超えないと予測されるため、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した」という結論になっているところでございます。

この案を基に本委員会のお許しを得まして、本年6月16日～7月13日まで意見・情報の募集をさせていただきましたが、御意見はございませんでしたので添加物専門調査会は、原案どおりの審議結果の御報告を7月20日付けで、本委員会の委員長あてに提出されたものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、何か御意見ございますですか。意見を募集する前にお話を聞きましたし、ございませんですね。

それでは、本件につきましては添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「アセトアルデヒドは、完全に生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を超え

ないと予測されるため、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる」ということで、よろしゅうございますね。

どうもありがとうございました。

事務局、そのほかございませんですか。

小木津総務課長 資料3の件がございます。お手元の資料3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

案件は、食品安全委員会の専門委員の公募でございます。専門委員の募集要項の案を今、準備させていただいておりますが、御了承いただければ、明日から約一か月の募集を開始したいと考えております。

資料3に基づきまして、御説明させていただきます。

「採用予定者数」は若干名でございますが、専門委員の任期は2年でございます。今回、募集をいたします専門調査会は企画専門調査会とリスクコミュニケーション専門調査会でございます。

「委員手当等」はそこに書いてあるとおりでございます。公務員に準じた旅費規程が適用されます。

「応募資格」でございますが「食品の安全性の確保に関心を有する方」。

そして、ほぼ2か月に1回程度の会合に確実に出席される方。議員、あるいは公務員のOB等は、原則として専門委員になることができないといった内容でございます。

提出していただく資料でございますが、ここに書いてありますような3つのテーマから1つ選んでいただきまして、作文を提出していただきます。また、氏名、性別、年齢、そして希望する専門調査会の名前を記入していただきます。また、通常の履歴書1通を添えていただくといった手順で募集をかけたいと考えております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、どなたか何か御意見ございますか。あるいは質問等ございますか。

この公募はいつからになりますか。

小木津総務課長 明日22日から8月19日までを考えてございます。

寺田委員長 採用になって、実際に新しい専門委員に変わるというのは、いつになりますか。

小木津総務課長 前に委員会にお諮りしましたが、10月1日からでございます。

寺田委員長 どうも失礼しました。

プリオン専門調査会と農薬専門調査会のところは、まだ審議がいろいろ続いているから、10月というわけではないということですね。

小木津総務課長 そうでございます。

寺田委員長 ほかに何かございますか。

寺尾委員 最後のところで、市販の400字詰め原稿用紙とあるんですが、原稿用紙に書かないといけないんですか。つまらないことを今ちょっと気がつきました。

小木津総務課長 必ずしもそれは絶対ではございません。一応比較して検討するので、分量をそろえるという意味でございます。

寺田委員長 そうですね。

坂本委員 フォントの大きさと字数、縦横の字数だけを表示されたいかがですか。

小木津総務課長 その方が事務にとって扱いやすいので、そこはちょっと検討します。

寺田委員長 ほかにございませんか。

どうもありがとうございました。

事務局、その他の議事はありますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

委員の先生、発言特にございませんですね。

以上をもちまして食品安全委員会第104回の会合を閉会いたします。

次回の会合につきましては、7月28日木曜日14時からを予定いたしております。

また、明日22日金曜日10時から添加物専門調査会を公開で開催いたしますので、お知らせいたします。

今日は、どうもありがとうございました。